

# 労働基本権— それは人間の尊厳と 自由を守るものだから



権利をうばっておいで  
賃金カットするなんて  
ルール違反よ



これはなんとしても  
労働基本権を  
とりもどさないと  
いけないぞ

人事院勧告は、労働基本権制約の「代償措置」として存在し、政府も、公務労働組合との交渉では、「勧告制度の尊重」を繰り返しています。

しかし、その「代償措置」すら、おびやかされているのが実態です。

## 人間らしく働くための権利として

労働者の団結権・団体交渉権・団体行動権は、憲法25条の生存権を実現するうえでも不可欠な権利です。

なぜならば、人間らしい生活のためには、賃金改善はもとより、労働時間短縮、休暇や福利厚生充実などを使用者に要求するのは当然のことだからです。労働基本権は、基本的人権としての性格を持っています。

くわえて大切なことは、労働基本権は、人間としての尊厳をまもり、自由をかちとるための権利でもあるということです。

いま、「格差と貧困」のひろがりのもと、大量の「ワーキン

グプア」が作り出され、違法派遣や偽装請負もまかり通るなど、人間らしく「働くルール」が踏みにじられています。

人を人として扱わない奴隷のような労働を許さないために、労働組合を作りストライキでたたかう権利が保障されています。つまり、労働基本権は、人間としての尊厳と自由を実現するための根源的な権利なのです。

## 「代償措置」をふみにじる政府

労働基本権が、根源的な権利である以上、それに代わるものなど本来ありえないと言えますが、「代償措置」とされている人事院・人事委員会勧告が凍結されたり、地方では、自治体当局による賃金カットもまかり通っています。

「代償措置」さえも機能しないならば、労働基本権をただちに回復すべきです。



直接雇用を勝ちとった  
光洋シーリングの組合員

マッスルミュージカルの  
仲間たち

## 光洋シーリングテクノの「偽装請負」を告発

トヨタ系の自動車部品メーカー光洋シーリングテクノ（徳島県）の青年労働者たちは、2004年9月に労働組合を結成して、偽装請負の実態を勇気を持って告発しました。会社は組合員への一方的な解雇

通告など不当労働行為をくり返しましたが、全国的な支援を受けたねばり強いたたかいによってこうした攻撃をはね返し、ついに2006年9月、派遣社員59人の直接雇用を勝ち取りました。

## 不当労働行為をはね返したマッスルミュージカルの団員たち

「マッスルミュージカル」の団員らは、一年契約の「業務委託契約」扱いされ、年間に2500時間働かされても残業代はなく、けがをしても労働災害扱いされないなど、無権利状態に置かれていました。

団員たちは2007年5月に労働組合を結成してたたかいに立ち上がりました。運営会社による賃金カット、

組合員への脱退強要などの不当労働行為に対抗して、東京都労働委員会や東京地裁に提訴してたたかいました。

その結果、賃金カット分や海外公演の自己負担分などを支給させ、交通費も会社が負担するなど労働条件の大幅改善を勝ち取りました。

たたかう  
仲間たち